



局方薬品協議会の活動を山崎隆会長に聞く

15局は、①保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実②必要に応じた速やかな部分改正、及びそれによる行政の円滑な運用③国際調和の推進④日本薬局方に係る透明性の確保、日本薬局方の普及⑤最新分析法の積極的導入、標準品の整備等の促進――を基本方針として改正された。

このように内容の充実が図られた一方で、局方メーカーは厳しい対応も求められた。それは収載されたものだ。

改正に伴って局方薬品メーカー各社にとっては、ラベルや添付文書等の改訂が膨大な作業であり、改定時期も各社によってまちまちになる。協議会の会員社が製造販売している局方品は、古く英名表記との整合が図られたものだ。

改正に伴って局方薬品をより明確化すると共に、国際調和の観点から日本名が変更された点である。一般名が示す内容をより明確化すると共に、日本名改訂の経緯がある。今回の15局施行に伴つて発出された通知では、改めて一部変更承認申請は不要ないなど、協議会の要望が汲み取られた内容になつていている。山崎氏は「今後も会員社との情報交換を密にし、行政当局への交渉について、行政当局に要望書を提出した経緯がある。

改正に伴つて生じる問題について、行政当局に要

望書を提出した経緯がある。

改正に伴つて、行政当局に要

望書を提出した経緯がある。